

○総務省令第二十七号

地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）及び地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第四十五号）の施行に伴い、並びに同法及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣 原口 一博

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二項中「第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十二項」に、「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十二項」に改める。

第一条の十一を次のように改める。

（法第二十五条第一項第一号の総務省令で定めるもの）

第一条の十一 法第二十五条第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人及びそれ以外の地方独立行政法人であつて同法第二十一条の規定に基づき病院事業を行うもののうち、地方公共団体から病院の譲渡を受けて医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項に規定する許可を受けたものとする。

第一条の十四の見出し中「個人年金保険契約等」を「年金給付契約」に改め、同条中「第七条の十五の六第一項第三号」を「第七条の十五の十二第三号」に改める。

第一条の十五中「第七条の十五の九第三号」を「第七条の十五の十四第三号」に改める。

第二条の五を第二条の五の二とし、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の二の次に次の一条を加える。

（法第四十六条第五項の基準）

第二条の四 法第四十六条第五項に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次のイからハまでの順序に従い、それぞれイからハまでに定めるところにより行うこと。

イ 地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行

う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機その他の機器で通信の交換及び伝送を確実かつ円滑に行うのに必要な能力を有するもの（ロにおいて「特定電子計算機等」という。）に、政府の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第四十六条第五項に規定する関係書類に記載すべき事項を送信すること。

ロ 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、道府県知事の使用に係る電子計算機に伝送されること。

ハ 道府県知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該関係書類に記載すべき事項が記録されること。

二 前号の事務の実施に必要な電気通信回線その他の電気通信設備は、総務大臣が定める技術基準に適合するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項について、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三条第一項の表(一)、(二)及び(三)中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、同表(六)中「第五十三条第

三十三項」を「第五十三条第二十八項」に、同表(ハ)中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第十九項」に、同表(九)中「第五十三条第五十項及び第五十一項」を「第五十三条第四十五項及び第四十六項」に改める。

第三条の二の二第一項中「第九条の八の六第二号」を「第九条の八の六第三号」に改め、同条第二項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同項第三号中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第三条の三の見出しを「(法第五十三条第四十三項の書類等の保存)」に改め、同条中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第四十五項」を「同条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に改める。

第三条の三の二(見出しを含む。)中「第五十三条第五十項」を「第五十三条第四十五項」に改める。

第三条の三の三の見出しを「(法第五十三条第四十六項の届出)」に改め、同条第一項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に、「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第四十六項」に改め、同条第二項中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第四十六項」に改める。

第三条の四の二第二項第二号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」

に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三条の四の四第二項第二号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第三条の六第一項中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第二十六項」に改め、「又は第百二条第一項（同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く。）」を削り、「第五十三条第四十五項」を「第五十三条第四十項」に、「同条第四十六項」を「同条第四十一項」に、「同条第二十七項若しくは第二十八項」を「同条第二十二項若しくは第二十三項」に改める。

第三条の十五の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の二十一第一項に規定する剰余金として計上したものと等）

第三条の十六 法第七十二条の二十一第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十九条第二項第一号に規定する額とする。

2 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する剰余金として計上したもので総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定により資本金の額を減少した場合 会社

計算規則第二十七条第一項第一号に規定する額

二 会社法第四百四十八条の規定により準備金の額を減少した場合 会社計算規則第二十七条第一項第二号に規定する額

3 前項各号に定める額は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日以前一年間において剰余金として計上した額に限るものとする。

4 法第七十二条の二十一第一項第三号に規定する総務省令で定める損失は、会社法第四百五十二条の規定により損失のてん補に充てた日における会社計算規則第二十九条に規定するその他利益剰余金の額が零を下回る場合における当該零を下回る額とする。

第四条の三の二第一項中「第二十四条の二の五第二号」を「第二十四条の二の五第三号」に改める。

第四条の四の表(一)中「これらの規定を準用する場合」を「準用する場合並びに第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合」に、同表(二)中「これらの規定を準用する場合」を「準用する場合及び第七十二条の二十九第二項においてこれらの規定を準用する場合」に改める。

第五条第一項の表(一)中「法第七十二条の二十八第二項」の下に「及び第七十二条の二十九第二項」を加え

る。

第五条の三第一項中「第三十二条の四第四項」を「第三十二条の二第四項」に改め、同条第二項中「第三十二条の四第四項に」を「第三十二条の二第四項に」に、「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第三十二条の四第四項第四号」を「第三十二条の二第四項第四号」に改める。

第五条の四第二項第二号中「第三十二条の四第二項各号」を「第三十二条の二第二項各号」に改める。

第五条の五第一項中「第三十二条の五第四項」を「第三十二条の三第四項」に改め、同条第二項中「第三十二条の五第四項に」を「第三十二条の三第四項に」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に、「第三十二条の五第四項第四号」を「第三十二条の三第四項第四号」に改める。

第五条の六第二項中「第三十二条の五第二項各号」を「第三十二条の三第二項各号」に改める。

第六条の二第四項中「及び第七十二条の二十八第一項」を「、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項」に改める。

第七条の二の十五を第七条の二の十六とし、第七条の二の十四を第七条の二の十五とし、第七条の二の十

三を第七条の二の十四とし、第七条の二の十二中「第七条の二の八ただし書並びに第七条の二の九ただし書」を「第七条の二の九ただし書並びに第七条の二の十ただし書」に改め、同条を第七条の二の十三とする。

第七条の二の十一を第七条の二の十二とし、第七条の二の十を第七条の二の十一とし、第七条の二の九を第七条の二の十とし、第七条の二の八第二号中「第七条の二の十一及び第七条の二の十四」を「第七条の二の十二及び第七条の二の十五」に、「第七条の二の十一ただし書」を「第七条の二の十二ただし書」に改め、同条を第七条の二の九とする。

第七条の二の七を第七条の二の八とし、第七条の二の四から第七条の二の六までを一条ずつ繰り下げる。

第七条の二の三第一項第一号中「第七条の二の六」を「第七条の二の七」に改め、同項第二号中「第七条の二の五」を「第七条の二の六」に改め、同条を第七条の二の四とする。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(法第七十二条の五十九第一項の基準)

第七条の二の三 第二条の四の規定は、法第七十二条の五十九第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは、「第七十二条の五十

九第一項」と読み替えるものとする。

第八条の二十九第三項中「又は法人税法」を「法人税法」に、「事後設立をいう」を「現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう」に、「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」を「同条第十二号の六に規定する現物分配法人又は同法第六十一条の十三第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人」に改め、同条第四項中「又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人」を「同条第十二号の六の二に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人」に改める。

第八条の五十八第二項第三号中「 $\frac{1}{2}$ 」を「 $\frac{1}{2}$ 」に改める。

第十条第一項の表(五)、(六)及び(七)中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、同表(七)中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改める。

第十条の二第一項の表(一)、(二)及び(三)中「同条第二十七項」を「同条第二十二項」に、同表(六)中「第五十三條第三十三項」を「第五十三條第二十八項」に、同表(八)中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第十九項」に改める。

第十条の二の五第一項中「第四十八条の十四の五第二号」を「第四十八条の十四の五第三号」に改め、同条第二項中「第三百二十一条の八第三十九項」を「第三百二十一条の八第三十四項」に、「第三百二十一条の八第三十八項」を「第三百二十一条の八第三十三項」に改める。

第十条の二の七第二項第二号中「第六十六条の四第十六項第一号」を「第六十六条の四第十五項第一号」に、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第十条の二の八第二項第二号中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

第十条の二の十を第十条の二の十一とし、第十条の二の九の次に次の一条を加える。

(法第三百二十五条の基準)

第十条の二の十 第二条の四の規定は、法第三百二十五条に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第三百二十五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第十条の七の三第六項第一号中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る。

第十一条の十三の次に次の一条を加える。

(法第三百四十九条の三第三十四項のコンテナー)

第十一条の十四 法第三百四十九条の三第三十四項に規定する総務省令で定めるコンテナーは、次の要件に該当するコンテナー(当該要件に該当することについて地方運輸局(運輸監理部を含む。))又はその運輸支局若しくは海事事務所の長が証明したものに限る。)とする。

一 その長さが六メートル以上のものであり、かつ、その幅及び高さがいずれも二・四メートル以上のものであること又はその最大積載重量が十八トン以上のものであること。

二 当該年度の初日の属する年の前年中における外国貿易のために使用された日数の全使用日数に対する割合が八十パーセントを超えるものであること。

第十五条の四の次に次の一条を加える。

(法第三百五十四条の二の基準)

第十五条の四の二 第二条の四の規定は、法第三百五十四条の二に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第三百五十四条の二」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第十六条の四の三中「以下」を削り、「次の各号」を「第一号及び第二号」に改め、「数の合計数」の下に「（特別区にあつては、次の各号により算出した数の合計数）」を加え、同条第二号中「うち県内他市町村に常住」を「うち県内他市区町村に常住」に改め、同条に次の一号を加える。

三 国勢調査令によつて平成十七年十月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する国勢調査の結果として公表された平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び十五歳以上就業者数）の表頭「従業地・通学地による人口」のうち「うち自市内他区に常住」の表側「総数」の欄の数から「十五歳未満」及び「十五歳以上十九歳」の各欄の数を控除した数

第十六条の四の四第一項中「3」を「2」に、「全国のたばこ消費基礎人口」を「全国のたばこ消費基礎人口の合計」に改める。

第十六条の十三第二項第二号中「法附則第十五条第二項」を「法附則第十五条第一項」に改める。

第十六条の二十三の三の次に次の一条を加える。

（法第六百五条の基準）

第十六条の二十三の四 第二条の四の規定は、法第六百五条に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第六百五条」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

第二十四条の二十二から第二十四条の二十五までを次のように改める。

第二十四条の二十二から第二十四条の二十四まで 削除

(政令第五十六条の七十二第二号の親族)

第二十四条の二十五 政令第五十六条の七十二第二号に規定する総務省令で定める親族は、同号に規定する従前の組合員の配偶者及び子以外の親族で、当該従前の組合員と生計を一にしているものとする。

第二十四条の二十六を削り、第二十四条の二十七を第二十四条の二十六とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第七百一条の五十五第一項の基準)

第二十四条の二十七 第二条の四の規定は、法第七百一条の五十五第一項に規定する総務省令で定める基準について準用する。この場合において、第二条の四中「第四十六条第五項」とあるのは「第七百一条の五

十五第一項」と、「道府県知事」とあるのは「指定都市等の長」と読み替えるものとする。

附則第二条の七の見出しを「（法附則第九条第七項に規定する未収金）」に改め、同条中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に改める。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第三条の二の六から第三条の二の八までを削る。

附則第三条の二の九の見出し中「附則第七条第五項」を「附則第七条第三項」に改め、同条第一項中「附則第七条第五項」を「附則第七条第三項」に、「附則第三条の二の十四第一項」を「附則第三条の二の十第一項」に改め、同条第二項中「附則第七条第六項」を「附則第七条第四項」に改め、同条を附則第三条の二の六とする。

附則第三条の二の十を削る。

附則第三条の二の十一の見出し及び同条第一項中「附則第七条第九項」を「附則第七条第六項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十項」を「附則第七条第八項」に改め、同条を附則第三条の二の七とする。

附則第三条の二の十二の見出し及び同条第一項中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第九項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十二項第三号」を「附則第七条第九項第三号」に、「附則第三条の二の第十四第二項」を「附則第三条の二の十第二項」に改め、同条を附則第三条の二の八とする。

附則第三条の二の十三（見出しを含む。）中「附則第七条第十三項」を「附則第七条第十項」に改め、同条を附則第三条の二の九とする。

附則第三条の二の十四の見出し及び同条第一項中「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十一項」に改め、同条第二項中「附則第七条第十四項第三号」を「附則第七条第十一項第三号」に、「附則第三条の二の十二第二項各号」を「附則第三条の二の八第二項各号」に、「附則第三条の二の十二第二項第二号」を「附則第三条の二の八第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十とする。

附則第三条の二の十五（見出しを含む。）中「附則第七条第十八項第二号」を「附則第七条第十四項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十一とする。

附則第三条の二の十六（見出しを含む。）中「附則第七条第十八項第三号」を「附則第七条第十四項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十二とする。

附則第三条の二の十七及び第三条の二の十八を削る。

附則第三条の二の十九の見出し及び同条第一項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第七条第二十三項」を「附則第七条第十五項」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附則第三条の二の二十（見出しを含む。）中「附則第七条第二十五項」を「附則第七条第十七項」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の二十一（見出しを含む。）中「附則第七条第二十七項」を「附則第七条第十九項」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の二十二の見出し中「附則第七条第三十項」を「附則第七条第二十一項」に改め、同条第一項中「附則第七条第三十項第一号」を「附則第七条第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「附則第七条第三十項第二号」を「附則第七条第二十一項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）中「附則第七条第三十一項」を「附則第七条第二十二項」に改め、同条を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の二十四（見出しを含む。）中「附則第七条第三十三項第十二号」を「附則第七条第二十四項第九号」に改め、同条を附則第三条の二の十八とする。

附則第三条の二の二十五（見出しを含む。）中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、同条を附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の二十六（見出しを含む。）中「附則第七条第三十五項」を「附則第七条第二十五項」に改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の二十七を附則第三条の二の二十一とする。

附則第四条の四の見出し中「バス等」を「バス」に改め、同条第一項中「車両購入費補助金」を「車両購入に係る補助」に改め、同条第二項から第二十八項までを削る。

附則第四条の六第一項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条を附則第四条の八とする。

附則第四条の五第十五項及び第十六項中「附則第十二条の二の四第二項」を「附則第十二条の二の七第二項」に改め、同条第十七項中「附則第十二条の二の四第四項」を「附則第十二条の二の七第四項」に、「同

法附則第十二条の二の四第二項」を「法附則第十二条の二の七第二項」に、「同法附則第十二条の二の四第一項」を「法附則第十二条の二の七第一項」に改め、同条を附則第四条の七とする。

附則第四条の四の次に次の二条を加える。

（法附則第十二条の二の三第三項第一号の軽油自動車等）

第四条の五 法附則第十二条の二の三第三項第一号に規定する総務省令で定める軽油自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び次条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下こ

の条及び次条において「実施要領」という。）第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び次条において「自動車検査証」という。）に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

2 法附則第十二条の二の三第三項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

3 法附則第十二条の二の三第三項第一号ハに規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経

済産業省・国土交通省告示第四号)に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等 (平成十九年経済産業省・国土交通省告示第五号)に定める基準エネルギー消費効率

4 法附則第十二条の二の三第四項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外の自動車とする。

5 法附則第十二条の二の三第五項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの (可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

6 法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 (平成十四年国土交通省告示第六

百十九号。以下この条及び次条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

7 法附則第十二条の二の三第五項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

8 法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

9 法附則第十二条の二の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準

に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

10 法附則第十二条の二の三第六項に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

11 法附則第十二条の二の三第七項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

12 法附則第十二条の二の三第七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

13 法附則第十二条の二の三第七項第一号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値、同号の表のニに掲げる自動車については同号の表のニに掲げる値、同号の表のヘに掲げる自動車については同号の表のヘに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

14 法附則第十二条の二の三第七項第一号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

15 法附則第十二条の二の三第七項第二号に規定する総務省令で定める電力併用自動車は、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。）。

16 法附則第十二条の二の三第七項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十五項第一号の基準とする。

17 法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

18 法附則第十二条の二の三第八項第一号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の
もので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自
動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動
車に限る。）とする。

19 法附則第十二条の二の三第八項第二号に規定する平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとし
て定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とす
る。

20 法附則第十二条の二の三第八項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の
もので総務省令で定めるものは、実施要領第三条各号に掲げる基準のいずれかに適合する自動車（当該自
動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されている自動
車に限る。）とする。

21 法附則第十二条の二の三第八項第三号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものと
して定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準と

する。

22 法附則第十二条の二の三第八項第三号ロに規定するエネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものは、実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であるバス又はトラック（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）とする。

（法附則第十二条の二の五第一項第一号の窒素酸化物の値等）

第四条の六 法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同号の表のイ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同号の表のロ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同号の表のハ窒素酸化物の欄に掲げる値
- 四 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる自動車 同号の表のニ窒素酸化物の欄に掲げる値

2 法附則第十二条の二の五第一項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第五号に掲げる自動車については同号に定める値、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 法附則第十二条の二の五第一項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一 エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の四分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4 法附則第十二条の二の五第二項第一号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領第三条第四号又は第五号に掲げる基準に適合すること（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が内燃機関の燃料として、揮発油又は液化石油ガスを用いるものである場合には平成二十二年燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車であること、軽油を用いるものである場合には平成十七年度燃費基準十五パーセント向上達成車又は平成十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車であることが、それぞれ記載されている自動車に限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第一項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる

自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第四号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

5 法附則第十二条の二の五第二項第二号に規定するエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当するバス又はトラックとする。

一 エネルギー消費効率が実施要領第三条ただし書に規定する基準エネルギー消費効率以上であること（当該バス又はトラックに係る自動車検査証に当該バス又はトラックが平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されているバス又はトラックに限る。）。

二 窒素酸化物の排出量が第一項第三号に定める値の二分の一を超えないバス又はトラックで、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

6 法附則第十二条の二の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法附則第十二条の二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨

二 自動車の取得価額

三 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

四 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

五 内燃機関の燃料の種類

六 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
）、変速装置の方式及び構造

7 当該自動車について、法附則第十二条の二の五第三項の規定により、法第二百二十二条第一項若しくは第百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書において前項各号（当該自動車がエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車（以下この項において「乗用自動車」という。）である場合にあつては、前項第一号から第五号まで）に掲げる事項が記載されていた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項第三号から第六号まで（

当該自動車が乗用自動車である場合にあつては、同項第三号から第五号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

附則第五条第二項中「、次条第二項及び第五項」を「及び次条」に改める。

附則第五条の二の見出しを「（法附則第十二条の三第三項第二号イの基準等）」に改め、同条第十項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第五項」に改め、「規定する」の下に「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第一項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「規定する」の下に「窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「第一項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項を削り、同条第五項を同条第十一項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第二項中「附則第十二条の三第三項」を「附則第十二条の三第三項第四号」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「第三条第五号」を「第三条第六号」に改め、「平成二十二年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は」及び「平成十七年

度燃費基準二十パーセント向上達成車又は」を削り、同項第二号中「その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（第五項及び第七項から第十項までにおいて「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第一項中「附則第十二条の三第三項」を「附則第十二条の三第三項第四号」に改め、同項第一号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第九項とし、同項の前に次の八項を加える。

法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百二項の基準若しくは同条第百八項の基準又は道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第三号の基準（粒子状物質に係る部分を除く。）とする。

2 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化

物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同号の表のイに掲げる値、同号の表のロに掲げる自動車については同号の表のロに掲げる値、同号の表のハに掲げる自動車については同号の表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

3 法附則第十二条の三第三項第二号ロに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

4 法附則第十二条の三第三項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

5 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた

圧力とする。

6 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

8 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の

性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

附則第六条の見出しを「(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げ、同条第六項第三号中「第五項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十三項を削り、同条第十四項中「附則第十五条第三項第二号」を「附則第十五条第二項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項を削り、同条第十六項中「附則第十五条第三項第四号」を「附則第十五条第二項第二号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十七項中「附則第十五条第三項第五号」を「附則第十五条第二項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、「第十九項、第二十四項及び第三十項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「附則第十五条第三項第五号」を「附則第十五条第二項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項中「附則第十五条第三項第六号」を「附則第十五条第二項第四号」に、「次に掲げる施設(」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設(焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置

、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。)のうち」に、「ものに限る。)」を「もの」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「附則第十五条第三項第八号」を「附則第十五条第二項第五号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十二項から第二十六項までを削り、同条第二十七項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十八項から第三十項までを削り、同条第三十一項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第八項」を「附則第十五条第四項」に改め、「ものは」の下に「、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち」を加え、「百三十トン」を「二百トン」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十四項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十六項

中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十二項」に改め、「第五十六条の六十八第二項第二号に規定する短時間労働者」の下に「（以下この項において「短時間労働者」という。）」を、「総数」の下に「に当該短時間労働者の総数に二分の一を乗じて得た数を加算した数」を加え、「同項第二号に規定する」を削り、「同項第四号」を「同項第三号」に、「短時間労働精神障害者」を「短時間労働心身障害者」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十九項中「附則第十一条第二十一項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十項中「附則第十一条第二十一項第四号」を「附則第十条第十五項第四号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第四十一項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十七項」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、同項を同条第二十九項とし、同条第四十二項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十一項」に、「前項第五号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第四十四項中

「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十項」に改め、「搬送設備」を削り、同項を同条第三十三項とし、同条第四十六項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十一項」に改め、「及び無線設備」を削り、「次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める設備」を「小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置（インターネットの利用を可能とする平衡対ケーブルを用いた広帯域伝送の方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する回線収容能力が五百回線以下の変復調装置であつて、端末設備でないものに限る。以下この項において同じ。）及びデジタル加入者回線サービズ等提供用附帯設備（小規模回線収容型デジタル加入者回線多重化装置を収容するための設備及びこれと一体として設置する電源設備からなるものをいう。）」に改め、同項各号を削り、同項を同条第三十五項とし、同条第四十八項から第五十一項までを削り、同条第五十二項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十二項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第五十四項中「附則第十五条第二十三項

第一号」を「附則第十五条第十八項第一号」に、「第五十六項」を「第四十項」に改め、同項を同条第三十
八項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十三項第一号」を「附則第十五条第十八項第一号」に改め
、同項を同条第三十九項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十三項第二号」を「附則第十五条第十
八項第二号」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第
十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十四項」を「
附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第五十九項中「附則第十一条第三十三項
」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第六十項中「附則第十一条第三
十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第六十一項中「附則第十
五条第二十五項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第六十二項中「附
則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第六十三
項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条
第六十四項及び第六十五項を削り、同条第六十六項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第三十
二項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条

第二十四項」に、「輸送高度化事業」を「輸送対策事業」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第六十九項を削り、同条第七十項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第四十六項」を「附則第十一条第三十三項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第七十二項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第七十三項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第七十五項を削り、同条第七十六項中「附則第十一条第五十五項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第五十七項第二号」を「附則第十一条第四十一項第二号」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第五十七項第三号」を「附則第十一条第四十一項第三号」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第七十九項中「附則第十一条第五十八項」を「附則第十一条第四十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第八十項中「附則第十一条第五十九項」を「附則第十一条第四

十三項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第八十二項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第六十一項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第六十五項」を「附則第十一条第四十九項」に改め、同項第二号中「第八十七項及び第八十八項」を「第六十七項及び第六十八項」に改め、「次項において同じ。」の下に「、IPアドレス変換装置（インターネットを構成するIPアドレス変換装置（異なるIPアドレスを相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、電気通信事業者の通信網内において、電気通信事業者が当該装置に割り当てるIPアドレスと電気通信事業者がサービス利用者に割り当てるIPアドレスを相互に変換するものに限る。次項において同じ。））、トランスレーター（インターネットを構成するトランスレーター（異なる通信プロトコルによる通信を相互に変換する機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン4による通信とIPバージョン6による通信を相互に変換するものに限る。次項において同じ。）及びVoIPサーバ（インターネットを構成するVoIPサーバ（IPネットワークにおいて、デジタル化された音声信号を

送受信する機能又はIP電話端末間のセッション制御（呼を制御するためのプロトコルにより通信の確立又は切断を制御することをいう。）を行う機能を有する専用の電気通信設備をいう。）のうち、IPバージョン6の通信機能を有するものに限る。次項において同じ。）を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 管理設備 ネットワーク管理装置（電気通信事業者のIPバージョン6に対応した通信網内において、装置及び回線の状態並びに通信量を監視又は制御することにより、当該電気通信事業者の通信網を管理する機能を有するものに限る。次項において同じ。）

附則第六条第八十四項を同条第六十四項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第三十七項」に、「及び」を「、IPアドレス変換装置、トランスレータ、VoIPサーバ、」に改め、「限る。」の下に「及びネットワーク管理装置」を加え、同項を同条第六十五項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に、「第八十八項」を「第六十八項」に、「第九十四項」を「第七十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十八項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第八十九項

中「附則第十五条第五十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第九十項中「附則第十五条第五十四項」を「附則第十五条第四十一項」に、「輸送高度化事業」を「輸送対策事業」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第九十一項を削り、同条第九十二項中「附則第十五条第五十六項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第九十三項中「附則第十一条第六十九項」を「附則第十一条第五十三項」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第九十四項中「附則第十五条第五十八項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第九十五項中「附則第十五条第五十九項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第九十六項中「附則第十五条第五十九項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

76 法附則第十五条第四十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

附則第七条の二の見出しを「（政令附則第十二条の二第二項の専有部分の床面積の算定方法等）」に改め、同条第一項から第十一項までを削り、同条第十二項中「附則第十二条の二第十四項」を「附則第十二条の

二第二項」に、「同条第十九項、第二十一項及び第二十五項」を「同条第七項、第九項及び第十三項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条第十四項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第十三項中「附則第十二条の二第二十八項」を「附則第十二条の二第十六項」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「附則第十六条の二第十一項又は第十二項」を「附則第十六条の二第一項又は第二項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十三項第一号」を「附則第十二条の二第一項第一号」に改め、同号イ中「附則第十六条の二第十一項及び第十二項」を「附則第十六条の二第一項及び第二項」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第十三項第二号から第四号まで」を「附則第十二条の二第一項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第三号若しくは第四号」を「同条第四項第三号若しくは第四号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「附則第十六条の二第十三項」を「附則第十六条の二第三項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第十九項」を「附則第十二条の二第七項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第十九項」を「附則第十二条の二第七項」に、「同条第十三項第二号から第四号ま

で」を「同条第一項第二号から第四号まで」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附則第十六条の二第十四項又は第十五項」を「附則第十六条の二第四項又は第五項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第二十一項」を「附則第十二条の二第九項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に、「附則第十二条の二第二十三項」を「附則第十二条の二第十一項」に、「同条第十六項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十六条の二第十四項及び第十五項」を「附則第十六条の二第四項及び第五項」に改め、同号ハ中「附則第十二条の二第二十一項」を「附則第十二条の二第九項」に、「同条第十三項第二号から第四号まで」を「同条第一項第二号から第四号まで」に、「同条第二十三項」を「同条第十一項」に、「同条第十六項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第三号若しくは第四号」を「同条第四項第三号若しくは第四号」に、「同条第十六項第二号に」を「同条第四項第二号に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「附則第十六条の二第十六項又は第十七項」を「附則第十六条の二第六項又は第七項」に改め、同号イ中「附則第十二条の二第二十五項」を「附則第十二条の二第十三項」に、「同条第十三項第一号」を「同条第一項第一号」に、「附則第十二条の二第二十七項」を「附則第十二条の二第十五項」に、「同条第十六項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同

号口中「附則第十六条の二第十六項及び第十七項」を「附則第十六条の二第六項及び第七項」に改め、同号
八中「附則第十二条の二第二十五項」を「附則第十二条の二第十三項」に、「同条第十三項第二号から第四
号まで」を「同条第一項第二号から第四号まで」に、「同条第二十七項」を「同条第十五項」に、「同条第
十六項第二号から第四号まで」を「同条第四項第二号から第四号まで」に、「同条第十六項第三号若しくは
第四号」を「同条第四項第三号若しくは第四号」に、「同条第十六項第二号に」を「同条第四項第二号に」
に改め、同号を同項第四号とする。

附則第十二条の三第三項中「附則第十六条の二の八第五項」を「附則第十六条の二の八第四項」に改める。
第五号の十四様式中「第二条の五関係」を「第二条の五の二関係」に改める。

「1. 受(30万円控除)」 「記載要領13」
第十六号の九様式中、 2. 中 を 「1. 電気・天然ガス自動車」を
3. 受(15万円控除)」 を参照

「1. 電気・天然ガス・プラグインブリッド自動車」に改め、同様式の記載要領を次のように改める。

第十六号の九様式記載要領 挿入

第十六号の十様式別表記載要領4中「第三十三條第12条の2の4」を「第三十二條第12条の2の7」に改める。
第十六号の十三様式を次のように改める。

第十六号の十三様式 挿入

第十六号の四十一様式別表十二記載要領5中「2710.00」を「2710.19」に改める。

第二十四号様式記載要領7及び第二十八号様式記載要領1中「第三十三條第16条の2」を削る。

第三十一号様式記載心得2中「又は第三十二條第16条の2」及び「（法附則第16条の2第1項の規定により住宅用地とみなされて法第349条の3の2の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨）」を第五條。

第四十四号様式別表三記載心得4中「第六條」を「第五條」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の四の二第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。

）、「第三条の四の四第二項第二号の改正規定、第五条の三第二項、第五条の五第二項及び第十条の二の七第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）並びに第十条の二の八第二項第二号の改正規定 平成二十二年六月一日

二 第一条中地方税法施行規則附則第六条第三十八項の改正規定（「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十二項」に改める部分及び同項を同条第二十六項とする部分を除く。）及び附則第五条第三項の規定 平成二十二年七月一日

三 第一条の四第二項、第三条第一項、第三条の二の二、第三条の三及び第三条の三の二の改正規定、第三条の三の三の改正規定（同条第一項の改正規定（「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）を除く。）、「第三条の四の二第二項第二号の改正規定（「条約相手国

」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、第三条の六第一項、第四条の三の二第一項、第四条の四及び第五条第一項の改正規定、第五条の三の改正規定（同条第二項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）を除く。）、第五条の四第二項第二号の改正規定、第五条の五の改正規定（同条第二項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）を除く。）、第五条の六第二項、第六条の二第四項、第八条の二十九、第十条第一項、第十条の二第一項及び第十条の二の五の改正規定、第十条の二の七第二項第二号の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）並びに次条、附則第四条第一項及び第六条の規定並びに附則第七条の規定（別表地方税法施行令の項中「、第十二条の二第二十八項」を「、第十二条の二第十六項」に改める部分を除く。） 平成二十二年十月一日

四 第二条の五を第二条の五の二とし、第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の二の次に一条を加える改正規定、第七条の二の十五を第七条の二の十六とし、第七条の二の十四を第七条の二の十五とし、第七条の二の十三を第七条の二の十四とする改正規定、第七条の二の十二の改正規定、同条を第七条の二の十三とする改正規定、第七条の二の十一を第七条の二の十二とし、第七条の二の十を第七条の二の

十一とし、第七条の二の九を第七条の二の十とする改正規定、第七条の二の八第二号の改正規定、同条を第七条の二の九とする改正規定、第七条の二の七を第七条の二の八とし、第七条の二の四から第七条の六までを一条ずつ繰り下げる改正規定、第七条の二の三第一項第一号及び第二号の改正規定、同条を第七条の二の四とする改正規定、第七条の二の二の次に一条を加える改正規定、第十条の三を第十条の三の二とし、第十条の二の十を第十条の二の十一とし、第十条の二の九の次に一条を加える改正規定、第十五条の四の次に一条を加える改正規定、第十六条の二十三の三の次に一条を加える改正規定、第二十四条の二十二から第二十四条の二十五までの改正規定並びに第二十四条の二十六を削り、第二十四条の二十七を第二十四条の二十六とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに第五号の十四様式の改正規定 平成二十三年一月一日

五 第一条の十四及び第一条の十五の改正規定 平成二十五年一月一日

(手持品課税に係る道府県たばこ税の申告方法等)

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下「平成二十二年改正法」という。）
附則第六条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第一号様式によるもの

とする。

2 平成二十二年改正法附則第六条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が道府県たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金にこの省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第十六号の四様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 平成二十二年改正法附則第六条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第八条の六、第八条の七又は第八条の九の規定により、それぞれ地方税法第七十四条の十第一項若しくは第三項、第二項又は第五項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「品目の品目及びその数量並びに品目別品目」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて平成二十二年改正法附則第六条第二項の規定により道府県たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新規則第十六号の九様式は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新規則の規定中軽油引取税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に行われる新規則第八条の二十九第三項に規定する分割等(同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。)について適用し、同日前に行われたこの省令による改正前の地方税法施行規則(次項及び次条において「旧規則」という。)第八条の二十九第三項に規定する分割等については、なお従前の例による。

2 旧規則第十六号の十様式は、平成二十三年三月三十一日までの間、新規則第十六号の十様式とみなす。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第五条 新規則附則第六条第十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第十九項に規定する産業廃棄物処理施設に対して課する固定資産税については、なお従前の

例による。

2 新規則附則第六条第二十項の規定は、平成二十二年度以後の年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に対して課する平成二十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度から平成二十一年度までの間において新たに固定資産税が課されることとなった旧規則附則第六条第三十二項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新規則附則第六条第二十六項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する家屋に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第三十八項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新規則附則第六条第二十九項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する機械その他の設備に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧規則附則第六条第四十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新規則附則第六条第四十九項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償

却資産に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第六十七項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新規則附則第六条第六十四項及び第六十五項の規定は、施行日以後に新設される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧規則附則第六条第八十四項及び第八十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新規則附則第六条第七十項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される家屋又は償却資産に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第九十一項において準用する同条第九十項に規定する政府の補助を受けて取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。
(手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等)

第六条 平成二十二年改正法附則第十二条第三項の申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号

様式によるものとする。

2 平成二十二年改正法附則第十二条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に新規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3 平成二十二年改正法附則第十二条第七項の規定による控除又は還付を受けようとする卸売販売業者等は、新規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、それぞれ地方税法第四百七十三条第一項若しくは第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「納税の品目」欄には第二項又は第四項の規定による申告書に添付すべき新規則第十六号の五様式による書類中「納税の品目」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて平成二十二年改正法附則第十二条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改める。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第十六条の五第四項（）」の下に、「第七十条の十一第二項及び」を加え、「第五項、第二十四項から第二十八項まで、第四十三項、第四十五項及び第四十六項」を「第十九項から第二十三項まで、第三十八項、第四十項及び第四十一項」に、「第四項、第五項及び第二十四項」を「第四項及び第十九項」に、「第五十三条第二十五項」を「第五十三条第二十項」に、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第二十一項」に、「第五十三条第二十七項及び第二十八項」を「第五十三条第二十二項及び第二十三項」に、「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第三十八項」に、「第五十三条第四十五項及び第四十六項」を「第五十三条第四十項及び第四十一項」に、「第七十二条の二十五第六項及び第七十二条の二十八第二項」を「第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」に、「第一条第二項及び第七十二条の二十八第二項」を「第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」に、「第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項」を「第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項

及び第七十二条の二十九第二項」に、「第七十二条の二十九第一項及び第四項」を「第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項」に改め、「第七十二条の三十一第一項及び第三項」を削り、「第五項、第二十四項から第二十八項まで及び第三十九項」を、「第十九項から第二十三項まで及び第三十四項」に、「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第二十項」に、「第三百二十一条の八第二十六項から第二十八項まで及び第三十九項」を「第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項」に改め、「第三百四十九条の四第六項及び第八項」の下に、「並びに第三百五十四条の二」を加え、「附則第五条の四第三項及び第八項、」の下に、「（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、「」を加え、「第二十九条（これらの規定を第一条第二項）を「第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項」に改める。

別表地方税法施行令の項中「及び第二十九条第一項」を削り、「第十二条の二第二十八項」を「第十二条の二第十六項」に改める。

別記第一号様式（用紙日本工業規格 A 4 ・ 青色）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年

総務省令第二十七号) 附則第二条関係)

別記第一号様式 挿入

別記第二号様式 (用紙日本工業規格 A 4 ・ 緑色) (地方税法施行規則の一部を改正する省令 (平成二十二年
総務省令第二十七号) 附則第六条関係)

別記第二号様式 挿入